

## 八幡市障がい者計画等に対するパブリックコメント(意見募集)の結果について

No.	項目など	意見の概要	意見に対する考え方
1	第2部 八幡市障がい者計画 第2章 各施策の内容 第4節 福祉サービスの充実 48. 権利擁護の充実	「成年後見制度の利用促進に関する法律」の基本計画にある中核機関の設置も明記してほしい。	本市としても、障がい者の権利擁護の推進は重要な課題であると認識しており、地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、コーディネートなどを行う中核機関の体制整備を行う予定としておりますことから、ご意見のとおり、本計画においても明記してまいります。
2	第2部 八幡市障がい者計画 第2章 各施策の内容 第4節 福祉サービスの充実 48. 権利擁護の充実	「福祉サービス利用援助事業」にはいくつかの制度名称があり、八幡市高齢者健康福祉計画素案では、「日常生活自立支援事業」という名称が使われています。 「日常生活自立支援事業」に統一してはどうか。	福祉サービス利用援助事業につきましては、ご指摘のとおり、八幡市高齢者健康福祉計画素案と表記が統一されていないため、「日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)」に修正いたします。
3	第2部 八幡市障がい者計画 第2章 各施策の内容 第4節 福祉サービスの充実 50. 意思決定の推進	成年後見制度の利用が、意思決定支援とイコールではなく、権利擁護にかかわるケースについては、上記の「中核機関」を軸にした連携ネットワークで、本人も参加して協議することが求められています。そのうえで、日常生活自立支援事業、成年後見制度、虐待防止センターなどへつないでいくことが権利擁護の充実になり、またそのような取組みの過程で、意思決定支援が具体化するものである。	意思決定支援につきましては、自ら意思決定をすることが困難な方に対して、支援者が本人の意思を引き出し、具体化できるものであると考えております。 ご指摘のとおり成年後見制度の利用に繋げることが全てではないと認識しておりますが、現在取り組んでいる支援の一つとして記載しております。 まずは、成年後見制度の中核機関の体制整備をすすめながら、意思決定支援の促進にも努めてまいりたいと考えております。
4	第3部 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 第2章 障がい福祉計画 第2節 地域生活支援事業の基盤整備 (5)成年後見制度法人後見支援事業	不足している後見人等や日常生活自立支援事業の支援員を養成するためにも京都府社会福祉協議会が後押ししている法人後見を具体化してほしい。	本市としても「法人後見制度支援事業」の重要性については、認識しておりますが、まずは地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の強化に向け、コーディネートなどを行う中核機関の体制整備を予定しております。
5	第1部 計画の策定にあたって 第5節 八幡市障がい者福祉を取り巻く課題 1. 早期発見・相談・保健医療体制の充実	看護師や専門知識を持った介護スタッフを八幡市でも早急に確保する等の施策を検討する事が必要と考える。	医療的ケア児への支援については、医療的ケア児等コーディネーター等の専門知識を持った人材を配置していくことが重要であると考え、まずは京都府主催の研修を各事業所に周知し、人材育成に努めてまいります。
6	第2部 八幡市障がい者計画 第4節 福祉サービスの充実 44 障がい福祉サービスを担う人材の育成と確保	介護スタッフを確保するために八幡市独自の支援金の支給や資格取得支援制度の整備等が必要と考える。	「障がい」「高齢」「医療」等の分野で介護職員等の人材確保が難しい状況にあると認識しており、現在、関係団体と「八幡市介護・福祉職場フェア」を開催する等、介護現場と人材のマッチングを行うこと等に取り組んでいるところでございます。